

平成 26 年 5 月 20 日

各 位

> 会 社 名 株式会社共同紙販ホールディングス 代表者名 代表取締役社長 郡 司 勝 美 (コード番号 9849 ジャスダック) 問合せ先 取締役管理本部長 木 村 純 也

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月20日開催の取締役会において、平成26年6月27日開催予定の第63回 定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、 お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮 できるようにするため、当社と社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結する ことができる旨の規定を新設するものであります。なお、社外取締役との責任限定契約に関す る規定の新設については、各監査役の同意を得ております。

また、上記規定の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(上版は及文印力をかしより。)
現行定款	変 更 案
第4章 取締役、代表取締役および取締役会	第4章 取締役、代表取締役および取締役会
(新 設)	第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、社外取締役との間で、同法第423条 第1項の賠償責任を、法令が定める額を限 度として責任を限定する契約を締結するこ とができる。
第5章 監査役および監査役会 第 <u>30</u> 条~第 <u>38</u> 条 〔条文省略〕	第5章 監査役および監査役会 第 <u>31</u> 条〜第 <u>39</u> 条 〔現行どおり〕
(新 設)	第40条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、社外監査役との間で、同法第423条 第1項の賠償責任を、法令が定める額を限 度として責任を限定する契約を締結するこ とができる。
第 6 章 計 算 第 <u>39</u> 条~第 <u>42</u> 条 〔条文省略〕	第6章 計 算 第 <u>41</u> 条〜第 <u>44</u> 条 〔現行どおり〕

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年6月27日 定款変更の効力発生日

平成 26 年 6 月 27 日